

東京都などの奨学金制度

1. 東京都育英資金貸付制度

1) 目的

東京都の育英資金貸付制度は、都内に住所を有し、高等学校等に在学する者のうち、勉学意欲がありながら経済的事由により修学困難な者に対し、奨学金を貸し付けることにより教育を受ける機会の拡充に寄与し、もって社会に貢献し得る人材の育成に資することを目的としている。

2) 申込者のおもな資格

①申込者と申込者を扶養している方が、貸付を開始する月の初日に、共に都内に住所があること。

②申込者に勉学意欲があり、経済的理由により修学が困難であること。

③申込者が同種の奨学資金(給付・補助金を除く)を他から借り受けていないこと。

3) 貸付月額・推薦採用日程(令和5年度)

	対象学年	貸付月額	募集時期	採用決定	始期	備考
在学 生	高等学校 1・2・3年生	35,000円	4月中旬	8月上旬	4月	・特別募集は 随時
予約 採用	中学校 3年生	35,000円 (私立)	6月上旬	12月中旬	翌年4月	・高等学校に 進学する者

4) 奨学金の返還

①貸付期間終了後、6か月を経過した後、年賦等により返還する。

②申請者が大学等に進学した時や、疾病・傷病で一時返還が困難になった時などは猶予申請をすること。承認後、一定期間猶予となる。

5) 出願手続

①東京都育英資金を希望する生徒は、学校より「東京都育英資金貸付申込書」「東京都育英資金口座振込依頼書」等を受け取り、必要事項を記入し「住民票」「所得を証明する書類」、必要があれば「貸付申込書に記入した事柄を証明する書類」を添付して、在学する学校へ提出する。

②学校では、提出された書類内容を審査し、関係書類を東京都私学財団へ提出する。

2. 東京都以外の奨学金貸付制度

神奈川県や埼玉県など東京都以外に住所のある場合は、各県の奨学金貸付制度を利用することができる。

3. 日本学生支援機構の奨学金予約申し込み

大学・短大等へ進学予定の生徒で、あらかじめ進学後の奨学金の予約を希望する場合、年度当初から募集する。詳細は、事務局学務課へ問い合わせること。